

念仏、阿弥陀仏と極楽浄土を唱えた法然。浄土教の普及に努めた源信について考察しています。この中で福西氏が古代諸文献にハンセン病に関わる記載があることを明らかにしていることを指摘されています。「例えばインド人による智度論は5世紀初めに漢訳され奈良、江戸時代まで天台宗に関連する学者の引用があると言う。この中に『ハンセン病は最も重症であり、宿罪のゆえに治癒しがたい』とあり、その影響は計り知れないものべている。」とし、空海の秘密曼荼羅十住心論に「暗闇地獄に墮ち・・・」の記載がある。最澄は法華経を重んじたが、法華経はハンセン病差別の大きい要因をもつ仏教経典とされている。源信は「法華経を誇る故」だと言っている。このように古代仏教ではハンセン病に対する差別感が見られ、その影響は避けることができないとしています。その中で「ハンセン病に対する偏見と差別、人間としての人権無視や、国、政府としての対策の欠如が、特に明治政府の近代化政策の中でも、最近に至るまで持続したことに、改めてその歴史を考えざる

を得ない。」としています。

また、仏教医学についても述べておられ、インドに起こった仏教がシルクロードを通じて中国へもたらされ、それにつれて医学の情報も伝えられた。正倉院の奉納帳にも薬品名、数量が克明に記載されているということです。その中で「仏教では生あるものがすべて平等であり、自然と人間は一体と説かれた。ハンセン病に対する偏見は本来、仏教の根本思潮の中で許されるものでなかった。」と言っています。

いま一つは、○ベラルーシでの原発事故を振り返る（「医療と社会」26号）です。

氏は「日本ベラルーシ友好協会」理事長として、1986年4月26日ウクライナ共和国チェルノブイリ原子力発電所4号炉での爆発事故に触れ、当時の北方への風向きで隣接するベラルーシ共和国に多大の被害をもたらした状況や日本での現状について具体的な数字をふんだんに使用して、具体的に述べています。当時ドイツやイタリアなど欧州連合の国では原子炉の停止に踏み切

った国もあり、日本でも非核・平和自治体宣言が全国の自治体の4分の3に広がったということです。こうした状況を踏まえ、「原発は過剰に需要をつくり出す」という状況を銘記し、日本では電力供給の35%をまかなっている現状の原発を段階的に廃止し、省エネルギーや自然エネルギーの利用について改めて考え、これらを重視する時期にあるものと考え

第9回定期総会

第9回定期総会は以下のとおり行います。予定しておいてください。

日時：2009年6月27日（土）
午後1時。

場所：「食糧会館」

内容：

- ① 恒例の学習は、講師として生活と健康を守る会連合会の神江美氏に

お願いしています。

- ② 総会の開催時期が6月に変更になったことにもなっており、今総会では規約の改正を行ないません。
- ③ 全国自治研の「50周年中期計画」(案)(後記)については、当初全国研理事会と地域研究所からなる小委員会で集約したうえで、全国研究所総会に議案として提出する、当自治研としてはそれを具体化して当自治研の総会に方針(案)を提出するとしていたが、理事会では決まらなかったようで、「事務局長会議を経て秋に決める」ということになりました。

したがって、今回の総会には提起できず、最終的に決まった段階で提起することになります。

※ 「中期計画の背景と位置づけ」は次のようになっています。

2007年の参議院選挙にともない、当初長野県で開催を予定していた第49回自治体学校が延期となり、神奈川県内で規模縮小して開催した。その際、全国研究所・自治体研究社の財政体力が、情勢の不測の変化に対応できないものであることがあきらかになった。

そこで、全国研究所の財政構造を考える組織財政検討委員会（全国研理事と都府県レベルの自治体問題研究所からなる）を設置した。08年3月の理事会や事務局長連絡会議でも議論を行った。

そこでの議論は、単に窮状打開を訴えるものではなく、研究所創立50周年を迎える2013年にむけた中期計画を全国研と各都府県の研究所がともに前進できるものとして策定することにより、研究所の組織拡大と情勢に見合う研究所活動を発展させることをめざし、そのために必要な資金を会員・団体からの基金でまかなうという結論となった。

2008年度自治体問題研究所総会では、「今期中に、5年先の研究所創設50周年に向けた中期計画を確定する。また、その計画の達成のため基金づくりを始めるかどうかについて検討する。開始することを決めた場合に

は、各都府県の研究所と一人ひとりの会員、出資者にどのようなメリットがもたらされるか具体的に明記する趣意書を作成する」とされている。

※「資金計画とその具体化」は次のようになっています。

「自治体問題研究所50周年記念財政確立・活動飛躍基金」2000万円を2009年度1年間で一気に取り組む。

第9回自治体・地域づくりセミナー

第9回自治体・地域づくりセミナーは以下のとおり行います。

日時：2009年11月14日（土）
～15日（日）。

場所：青森市内（浅虫）

内容：メイン講演は 岩手大学人文社会科学部 法学・経済課程（農業経済論 担当）の横山 英信先生にお願いしています。

「会報」の感想

会員の一人である横手市十文字町の西成 辰雄氏から「会報」46号の内容について、次のような感想が寄せられました。

「御自治研究会報46号有難うございます。再処理工場の件について、最近の状況についての詳しいご説明、そして膨大な経費について、改めて拝見させていただきました。

また黒石市について全国的な事柄とも関連すると思われませんが、深刻な内容として再建が待たれますが、参考となるものでした。」

また、氏は「医療と社会」に寄稿した論文の抜粋を送ってくれました。たいへん興味深い内容でしたので、要約を載せます。

○ハンセン病の歴史と現在—福西氏の論文にふれて—。（「医療と社会」29号）。

これは国立療養所松丘保養園園長福西紀子氏の論文「ハンセン病啓発の問題点—古代仏教およ

び説話と近代ハンセン病医学」への考察として書かれたものです。氏はこの中で、ハンセン病について「1873年ノルウエーのノーマン・ハンセンが起因となる細菌を発見するが、当時、外出も自由であり、隔離もされなかった。」

ところが日本では「昭和初期の15年戦争開始の時期に強制的な断種や中絶が行われているが、1950年に断種103件、1955年に断種129件、妊娠中絶303件の統計がある。1951年には国内でプロミンが開発された時期でもあったが、このような実態がみられた。」また、「1953年に立法化された『らい予防法』では強力な伝染病との前提のもとに強制隔離、入所者への所長による懲罰などを明記し、回復後の退所、社会復帰などについては何の規定もなく、1931年制定の（旧）らい予防法の内容を1996年の廃止まで継承した。」

仏教とハンセン病との関わりについては、旧仏教の改革者として法華経を重んじた、天台宗の祖師である最澄。神仏一体化への道を開いたとされる空海。浄土仏教として衆生を平等に救うとする

その後、町民懇談会を各地で開いた。住民の間には「なぜ今、合併なのか」と疑問の声が多い。また住民投票の要望もあったが、町、議会側は懇談会での反応などを判断材料にする構え。

町側は特例法期限内の合併には年内に県議会の議決を得る必要があるとみている。

鶴田町から合併協議の申入れを受けた五所川原の平山市長は、市議会への説明会を開いている。

合併をめぐる鶴田町のこれまでの動きは、①平成の大合併第一陣の流れの中で板柳町との対等合併を計画、2004年6月に両町で法定の「津軽中央地域合併協議会」を設置し、協議を進めた。しかし05年4月に協議会は廃止され、合併は白紙となった。②08年9月、町議会は合併促進特別委員会を設置。

3. 県は昨年12月に県市町村合併推進審議会（会長：末永洋一青森大学総合研究所所長）を開き、合併特例法の適用期限（2010年3月）内に合併を推進する必要がある組み合わせとして、「田舎館村と平川市」「新郷村と五戸町」「風間浦村とむつ市」を盛り込んでいる。

4. 「旧青森市と旧浪岡町の合併の検証」を掲げて当選した鹿内博青森市長は5月15日、担当部署となる市長公室の準備室を設置し、検証に向けた体制づくりに着手した。

旧青森市と旧浪岡町は2004年10月、合併協定に調印した。その後、合併反対派が当時の町長を解職請求し、成立。出直し町長選で当選した古村一雄町長が実施した住民投票では、合併反対が賛成より圧倒的に多かったが、法的拘束力はなく、05年4月1日に合併が成立した。解職請求をめぐり、合併推進派の町議8人と当時の町長が地方自治法違反（買収、被買収）容疑で逮捕されるなど混乱も続いた。（以上は「東奥日報」紙より抜粋）

岩手県自治研設立

準備会開催される

4月25日、岩手県地域総合研究所（仮称）準備会が発足し、青森から私が参加しました。

県レベルでの自治研活動の活発化が全国的な課題になっていますが、東北においては青森、福島に続いて、岩手でも自治研設立の動きとなりました。

この日私が、青森自治研の活動内容と研究所設立の意義について報告をしてきました。

青森自治研の特徴は「継続は力なり」の考えのもとに、①講演会・学習会、②年一度の自治体・地域づくりセミナーを中心に行ってきましたが、岩手自治研の目指す研究所構想は量的質的に高いところに目標を置いています。呼びかけ人も約30名で構成されている他、何よりも自治体首長の賛同者は、元首長も入れて二桁を数えています。

さらに研究所は、「特定非営利活動法人」の取得を目指していま

す。この日、参加者は各層から60名が集まりました。この後、9月13日に正式発足を目指して活動を続けます。岩手の後は是非、秋田へと研究所設立につなげたいものです。

（副理事長 神田 健策）

◎青森自治研の発展方向について議論。

1月26日、理事懇談会を開き、自治研の発展方向について議論をしました。主な意見は次のとおりでした。

①これまで、調査・研究はやられているが、その段階で止まっている。自治研運動は調査・研究だけで終わらせるのではなく、地域の人たちと一緒に実践をする方向が必要だ。

②自治研の体制や日常活動は非常に不十分だ。例えば理事会はほとんど4～5人ぐらいの出席しか確保できていない。事務局体制も含めて根本的に考え直す必要がある。

③過去の総会での出席者の発言で示唆にとんだものがある。

2009年6月11日 第47号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

a. 県内の各地でどういう問題があったかを概観できるような分析がほしい。

b. 県内全体を把握できるような政策活動が必要だ。

c. 県内各地の住民運動に対する指導援助ができるような体制が求められる。

などだが、現状では無理だとしてもそういう方向を追及することは必要である。

そのほかセミナーの問題なんかについてもいくつか意見が出されましたけれども、紙面の都合で割愛します。

憲 来年には改憲手続法が動きだします。改憲の狙いはもちろん9条が中心ですが、それだけではなく日本国憲法の理念を全面的に転換させることを特徴としています。その中で最もまとまった形で出されているのが自民党が2005年11月の立党50年で発表した「新憲法草案」で、そこには今日の改憲が何をもちこたえているかが明らかになっています。そこで、特に地方自治に関する分野で、どのようなこと

が目論まれているのか、論点について随時載せていきます。

「自由民主党の新憲法草案では、前文と9条(2項)の他には第8章地方自治だけが全部改定されるという別格の扱い」。「ジャーナリズムの側から先導的役割を務めたのは読売新聞です。1994年、2000年、04年の3度にわたり、完成度の高い試案を公にしています。読売試案の第8章改正の主要点は、現行92条を削除して、第111条(地方自治の基本原則)①地方自治は、地方自治体及びその住民の自立と自己責任を原則とする。

②地方自治体の組織及び運営に関する事項は、前項の原則を尊重して、法律でこれを定める。・・・第113条(地方自治体の権能、条例制定権、財政)

・・・法律の趣旨に反しない範囲内で条例を制定することができる。・・・」

「まさにこれは新自由主義的な自立・自助と自己責任の原則に基づく国家改造のための地方自治改変提案にほかなりません。」

(以上 小林 武「憲法改正と地方自治」より)

情報

1. 風間浦村議会は4月22日、臨時議会を開き、むつ市との合併への賛否を問う住民投票条例案を賛成多数で可決した(賛成5, 反対2)。合併への賛成, 反対の二者択一形式で、投票の成立要件は①投票者総数が投票資格者の二分の一に満たない時は住民投票は成立しない。②結果は有効投票総数の過半数をもって決する。となっている。

村と議会は22日、中央公民館で「市町村合併に関する住民説明会」を開いた。住民約80名参加。村の説明では合併せずに単独でいった場合、村の財政は2012年度以降歳入歳出差引き額が赤字となり、財政調整基金残高がゼロとなる可能性があるという。

横浜村長は「行政としての説明会は終了するが、機会あるごとに一人でも多くの方が住民投票に参加するよう努める」という。

投票は6月7日に行われ、結果は反対が多数であったために横浜村長は開票結果を尊重し、合併を断念した。

2. 鶴田町議会合併促進特別委員会は4月24日、合併特例法の期限である2010年3月末までに、五所川原市への編入合併を目指す方針を決めた。会議は12議員中10人が出席、非公開で行われた。合併を推進することに異論は出なかった。